

金沢市火災予防条例施行規則の一部改正(案)の概要

違反公表制度とは

市民及び建物利用者の安全・安心のため、重大な消防法令違反を公表する制度です

平成29年3月27日に金沢市火災予防条例が一部改正され、重大な消防法令違反のある建物について公表する制度が平成30年4月1日に施行されることとなりました。

このことに伴い、金沢市火災予防条例施行規則を一部改正し、同条例第42条の4第3項の規定により規則で定めることとされた公表の対象となる建物や違反の内容、公表の手続について定める予定です。

～ 「火災予防条例施行規則の一部改正」(案)の概要は次のとおりです ～

公表の対象となる建物は？

飲食店、百貨店、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



※消防法施行令 別表第1(参考資料参照)に定める防火対象物のうち、特定防火対象物が該当します。

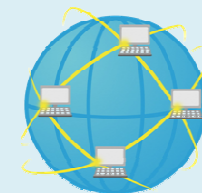
公表の時期は？

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。

※公表までの期間(14日間)は、違反を是正するための猶予期間ではなく、消防機関において公表を行うために必要な事務処理の期間です。

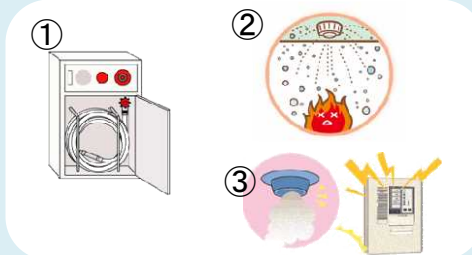
公表の方法は？

ホームページへの掲載(インターネットを利用した閲覧の方法)により行います。



公表の対象となる違反は？

- ①屋内消火栓設備
又は
- ②スプリンクラー設備
又は
- ③自動火災報知設備



これらの設備を設置する義務があるにも関わらず、設置されていないもの(未設置違反)が該当します。

公表する内容は？

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容
- ④その他消防長が必要と認める事項 です。

この制度の開始は？

平成30年4月1日からの施行を予定しています。